第二条第四十号の八の車両後退通報装置		
第二条第四十一号の方向指示器	5以上	
（略）	（略）	（略）

（道路運送車両法関係手数料規則の一部改正）

第四条　道路運送車両法関係手数料規則（平成二十八年国土交通省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。

改正後	
別表第一	
自動車審査試験項目	自動車審査試験項目別費用額
一～二十二　（略）	（略）
二十三　保安基準第十二条第一項に定める基準のうち、衝突被害軽減制動制御装置に係る試験（次号に掲げる試験を除く。）	二十七万円
二十三の二～百二十二の三　（略）	（略）
百二十二の四　保安基準第四十三条の九に定める基準に係る試験	二十七万円
百二十二の五　保安基準第四十三条の十第一項及び第二項に定める基準のうち、通報音発生装置に係る試験	十八万七千円
百二十二の六　保安基準第四十三条の十第一項及び第三項に定める基準に係る試験（前号に掲げる試験を除く。）	十八万七千円
百二十三～百三十二　（略）	（略）
備考	
一　（略）	
二　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。	

改正前	
別表第一	
自動車審査試験項目	自動車審査試験項目別費用額
一～二十二　（略）	（略）
二十三　保安基準第十二条第一項に定める基準のうち、衝突被害軽減制動制御装置に係る試験（次号に掲げる試験を除く。）	十八万七千円
二十三の二～百二十二の三　（略）	（略）
百二十二の四　保安基準第四十三条の九に定める基準に係る試験	二十七万円
百二十三～百三十二　（略）	（略）
備考	
一　（略）	
二　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。	